

登記手続案内をご利用の皆様へ

相続登記 抵当権の抹消 会社・法人の設立 役員変更登記

登記手続案内は 事前予約制です!

申請書類の記載事項、必要な書類等の一般的な説明を行います。

予約申込み連絡先

本局 登記部門	「法務局手続案内予約サービス」 https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-1dna0-u/ ※パソコン・スマートフォンがない場合は、 土地・建物、会社・法人 0166-38-1161		
名寄支局	土地・建物	01654-2-2349	
紋別支局	土地・建物	0158-23-2521	
留萌支局	土地・建物	0164-42-0492	
稚内支局	土地・建物	0162-33-1122	

事前に予約してください!

★予約受付時間

平日：8時30分～17時15分

※ 会社・法人に関する手続案内は、
本局登記部門のみで行っております。

※ 登記申請手続（申請書様式等）
及び登記管轄一覧について
は、**法務局ホームページ**
でご案内しています。



法務局ホームページ

ご利用は20分以内



1回のご利用は、20分以内です。
次の利用者の案内のため、20分を過ぎると終了
となります。

事前の審査・法的判断 はできません!



職員が申請前の書類に不備がないか審査する
ことはできません。

登記原因事実・法律行為(契約)が有効か無効か
を判断したり、法的なアドバイスをすることはでき
ません。

ご自身で作成してください



申請書類の書き方を説明しますが、職員が書類に
手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスを
することはできません。

現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得する
などにより、ご自身で確認してください。

補正の可能性が あります



申請後の審査の結果、訂正や書類の追加提出
が必要になることもあります。

手続案内は、登記の完了を保証するものでは
ありません。

NO!!

申請資格のない方 お断り

申請人本人(親族・従業員)のご利用に限ります。本人確認を行う場合があ
りますので、ご協力ください。法令上、代理申請を行う資格のない方(税理士、
行政書士等)の利用はお断りします。

◆◆◆ 専門家による無料相談(事前予約制) ◆◆◆

旭川司法書士会 司法書士総合相談センターあさひかわ

火・木曜日(一部除外日あり)午後5時から午後7時

予約電話 0166-51-7837

(申込時間: 平日午前10時から午後4時まで)

旭川地方法務局